

## 第 28 回延岡市農業委員会会議録

(令和 7 年 10 月 28 日)

1. 開催日時 令和7年10月28日(火)午前9時30分から  
 2. 開催場所 本庁舎 2階 講堂  
 3. 出席委員 18名

出席委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	甲斐壽徳	2	佐藤純子	3	花畠志良一
4	片伯部隆	5	菊池光雄	6	小西吉寿
7		8	須藤寛之	9	貫藍
10	松下康廣	11	小野有紗	12	遠田祐星
13	高橋利喜哉	14	緒方武彦	15	牧野博文
16	安藤重徳	17	甲斐亜季	18	松田宗史
19	矢野光一				

4. 欠席委員 1名

5. 出席 農地利用最適化推進委員 19名

出席委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	甲斐孝	2		3	久富喜良
4	吉田嘉	5		6	黒田啓睦
7	佐藤隆美	8	松田成歳	9	酒井渡
10	甲斐秀雄	11	横山博章	12	
13	岩切伸行	14	甲斐正太郎	15	甲斐詳三
16	甲斐一太郎	17	田口誠	18	松原学
19	戸高久文	20		21	甲斐昭浩
22	黒田五司	23	岩佐美基		

## 6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案 第91号 農地法第3条 所有権の移転について

議案 第92号 農地法第5条の許可申請について

議案 第93号 非農地証明願について

議案 第94号 あっせん委員の指名について

報告 第94号 農地法第5条の届出について

報告 第95号 農地法第3条の3第1項の届出について

報告 第96号 農地の賃借料情報の提供について

協議 第44号 農用地利用集積等促進計画（案）について

協議 第45号 延岡市農業振興地域整備計画の変更に係る意見について（別冊）

その他

## 7. 農業委員会事務局等職員

役職	氏名	役職	氏名	役職	氏名
局長	太田康晶	局長補佐兼農地係長	佐藤友美	農政係長	久世美保
		農地係主任主事	清田則生	農政係総括主任	
北方産業建設課	河野泰智	北浦産業建設課専門主事		北川産業建設課主事	甲斐健太

## 8. 会議の概要

9:30 開会	
事務局	定刻となりましたので、会長お願ひいたします。
議長	<p>皆さん、おはようございます。</p> <p>それでは、ただ今から第 28 回 延岡市農業委員会総会を開催いたします。まず始めに事務局より出席確認の報告をお願ひいたします。</p>
事務局	<p>はい。本日は委員総数 19 名中 18 名の出席でございます。</p> <p>よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により過半数に達していますので、本会が有効に成立していることを報告いたします。</p>
議長	本日の議事録署名委員は、委員番号 2 番、佐藤純子委員と委員番号 12 番、遠田祐星委員のお二人にお願いしたいと思います。
議長	本日の予定ですが、議案第 91 号 農地法第 3 条 所有权の移転についてから、議案第 94 号 あっせん委員の指名についてまでの議案 4 件、報告案件 3 件、協議案件 2 件となっています。
議長	<p>それでは、議案第 91 号 農地法第 3 条 所有权の移転について提案いたします。</p> <p>整理番号 1 番について、委員番号 5 番、菊池光雄委員より説明をお願いいたします。</p>
菊池委員	<p>委員番号 5 番の菊池です。整理番号 1 番についてご説明いたします。農地の所在は北方町曾木で、地目は畑、面積は 419 m<sup>2</sup>です。譲渡人も譲受人も北方町曾木在住の方です。状況は 13,052 m<sup>2</sup>で、理由は経営規模拡大です。</p> <p>10 月 25 日に、私と甲斐正太郎推進委員と譲受人の代理の方と現地調査を行いました。現地は栗が何本か植わっておりまして、あまり手は入れていないような所でした。地域との調和要件は別に何ら問題はありませんでした。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。</p>
議長	次に、整理番号 2 番について、委員番号 10 番、松下康廣委員より説明を

	お願いいたします。
松下委員	<p>委員番号 10 番の松下です。整理番号 2 番についてご説明いたします。農地の所在は熊野江町の 2 筆で、地目は畑、面積は 1,011 m<sup>2</sup> と 1,065 m<sup>2</sup> の合計 2,076 m<sup>2</sup> です。譲渡人は和歌山市在住ですが、もともと熊野江町出身の方でして、この農地は相続により取得した農地です。譲受人は熊野江町在住の方です。状況は 5,243 m<sup>2</sup> で、労力は 1 人、理由は贈与です。譲受人は地域計画にも積極的に参加しており、地区の中心的な農業経営者です。譲渡人とは隣同士で、親戚関係とのことです。譲渡人が延岡市内に住んでいる長男に譲渡の話をしましたが、要らないと拒否されたとのことでした。譲受人が長年草刈り等の管理をしていたそうです。</p> <p>10月27日に、譲受人と甲斐孝推進委員と私で現地調査を行いました。上記の畑は、昔は芋や落花生を栽培していて、10年前までは葉たばこを栽培していたそうです。現況は草が生えて荒地のような状態になっておりました。下記の畑につきましては、10年前までは葉たばこを栽培していたそうですが、現況は綺麗に草刈りして保全管理されていました。安価な中国産の輸入やたばこの販売価格の値上がり、健康志向に伴う喫煙者のたばこ離れ、たばこを取り巻く環境の悪化等でたばこ農家 10 アール辺り 36 万の協力金が支払われたこともあり、3町位あるのですが、栽培をやめたとのことです。面的な農地の利用状況を確認し又地域との調和要件につきましても何も問題ありませんでした。双方合意により農地法第 3 条許可後贈与契約締結し、所有権移転することになったようです。農業に対する理解意欲等十分であり特に問題ないと思いますので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	次に、整理番号 3 番について、委員番号 12 番、遠田祐星委員より説明をお願いいたします。
遠田委員	<p>委員番号 12 番の遠田です。整理番号 3 番についてご説明いたします。農地の所在は祝子町で、地目は田、面積は 489 m<sup>2</sup> です。譲渡人は尾崎町在住の方で、譲受人は祝子町在住の方です。状況は 42,756 m<sup>2</sup> で、理由は経営規模拡大です。</p> <p>10月26日に、私と松田純二推進委員と譲受人の 3 人で現地調査を行いました。こちらの農地は 2 年前から譲受人が借りて、食用米を作っていたということです。隣の農地が譲受人の名義となっておりまして、今後 1 枚の田として作付けを行っていくというお話をしました。地域との調和要件も何ら問題ないと判断いたしましたので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。</p>

議長	<p>次に、整理番号4番から5番について、委員番号13番、高橋利喜哉委員より説明をお願いいたします。</p>
高橋委員	<p>委員番号13番の高橋です。整理番号4番と5番についてご説明いたします。</p> <p>先ずは整理番号4番についてです。農地の所在は塩浜町3丁目と片田町で、地目は2筆とも田、面積は1,018m<sup>2</sup>と1,001m<sup>2</sup>の合計2,019m<sup>2</sup>です。譲渡人も譲受人も片田町在住の方です。状況は100,717m<sup>2</sup>で、理由は経営規模拡大です。</p> <p>10月24日に、私と山内憲次推進委員と譲受人立会いの下、現地調査を行いました。2筆共沖田町の圃場整備の関係で、話がまとまったそうです。片田町の方は稲刈りが終わっていましたけれど、塩浜町の方はまだ飼料米が植わっておりました。今は、沖田町の大根農家の方が作付けをしていますけれど、来年以降も同じ人が作付けをするということです。地域との調和要件も何ら問題ないと思われます。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。</p>
	<p>続きまして整理番号5番についてです。農地の所在は石田町で、地目は畠、面積は1,282m<sup>2</sup>です。譲渡人は石田町在住の方で、譲受人は塩浜町4丁目住の方です。状況は5,819m<sup>2</sup>で、理由は贈与です。</p> <p>10月24日に、私と山内憲次推進委員と譲受人立会いの下、現地調査を行いました。現況は畠ですけれど、段々畠になっていまして、今は何も耕作していませんが、草刈りをして果樹を植えるか、菌床栽培をやろうかなという話をしておりました。地域との調和要件も何ら問題ないと思われます。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>次に、整理番号6番について、委員番号18番、松田宗史委員より説明をお願いいたします。</p>
松田委員	<p>委員番号18番の松田です。整理番号6番についてご説明いたします。農地の所在は細見町で、地目は畠、面積は732m<sup>2</sup>です。譲渡人も譲受人も萩町在住の方です。状況は1,769m<sup>2</sup>で、理由は贈与です。</p> <p>10月23日に、私と酒井渡推進委員とで現地調査を行いました。この譲渡人と譲受人は親子関係で、親御さんがまだ元気なうちに子供さんに名義変更したいということで、何ら問題ないと思われます。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。</p>

議 長	次に、判断根拠の説明を事務局よりお願ひいたします。
事 務 局	はい。それでは事務局より判断根拠をご説明いたします。配布しています農地法第3条調査書の1ページから6ページをご覧下さい。調査書の農地法第3条第2項第1号から第5号までは事前に事務局の方で調査済みで問題ありませんでした。また、第6号につきましては、ただ今、各委員から現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件など問題ないとの事なので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上でございます。
議 長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願ひいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。
委 員	異議なし。
議 長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。
委 員	(挙手)
議 長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。
議 長	続きまして、議案第92号 農地法第5条の許可申請について提案いたします。この案件は県に進達する分です。
	それでは、整理番号1番について、委員番号13番、高橋利喜哉委員より説明をお願ひいたします。
高 橋 委 員	委員番号13番の高橋です。整理番号1番についてご説明いたします。農地の所在は上伊形町で、地目は田、地積は178m <sup>2</sup> です。譲渡人は伊形町在住の方で、譲受人は上伊形町在住の土木工事業者です。理由は資材置場です。
	10月24日に、私と山内憲次推進委員、農林振興局の方、事務局の方、譲渡人譲受人両名立会いの下、現地調査を行いました。この土地は、所在地の隣にある土木工事業を営んでいる方が購入する予定で、この土地だけ

	が5条の申請を忘れていたそうで、今回の申請となつたようです。何ら問題ないと思われます。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。
議長	次に、整理番号2番について、委員番号17番、甲斐亜季委員より説明をお願いいたします。
甲斐委員	<p>委員番号17番の甲斐です。整理番号2番についてご説明いたします。農地の所在は北浦町三川内で、地目は畑、地積は83m<sup>2</sup>です。譲渡人も譲受人も北浦町三川内在住の方です。理由は進入路兼駐車場です。</p> <p>こちらは、面積が大変狭く第2種農地ということで、農林振興局の現地調査は必要ないということでしたので、10月26日に、私と戸高久文推進委員と譲受人の3人で現地を確認いたしました。6ページの右の地図をご覧ください。この農地の奥に譲受人の倉庫があります。林業をされていてトラックをその倉庫に入れているんですが、出入りをするのにそこを通らないと出入りが出来ません。両隣にも建物が建っておりますし、周囲への影響はないものと思われます。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。</p>
議長	次に、整理番号3番及び4番について、委員番号18番、松田宗史委員より説明をお願いいたします。
松田委員	<p>委員番号18番の松田です。整理番号3番と4番についてご説明いたします。</p> <p>先ずは整理番号3番についてです。農地の所在は細見町で、地目は畑、地積は448m<sup>2</sup>です。</p> <p>10月24日に、私と事務局と農林振興局の方と現地調査を行いました。ここは農地区分が第2種農地で、以前その隣の農地も5条申請があがって調査した所でした。地域との調和要件も何ら問題ないと思われましたので、皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。</p> <p>続きまして整理番号4番についてです。農地の所在は細見町で、地目は畑、地積は700m<sup>2</sup>です。これは家を建て替えるということで申請されているのですけれども、現在の家が明治37年に建築されていて、121年前だそうです。その頃は現在のような農地法も何もなかったと思われますので、今回新築する時に畑ではなくなっているから申請をあげたそうです。現場の住宅は全部石垣に囲まれて、隣近所には何も影響はない状態でした。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。</p>

議長	<p>それでは、「農地区分」について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、農地区分につきましてご説明いたします。</p> <p>整理番号1番につきましては、生産性の低い第2種農地となります。造園業を営んでいた地権者が、周辺農地を転用し資材置場としておりましたが、当該農地のみ未転用となっており、今回、隣地の建設業者が一括購入することとなり申請となったものです。農地周辺は既に転用され、資材置場として活用されていたことから、業務上必要な施設として立地基準に問題ないと判断いたしました。</p> <p>また、一般基準につきましては、周辺農地に係る営農条件への支障はなく許可相当と判断いたしました。</p>
	<p>整理番号2番につきましては、周辺に宅地等に囲まれた袋地の生産性の低い第2種農地となります。当該農地は、前地権者が当該農地奥を宅地、倉庫等に使用しており、当該農地のみ転用せずに残っていたもので、今回、申請者が一括購入する段において農地が残っていたことが判明した案件となります。当該農地を通らなければ、奥の倉庫等に入れないことから日常生活上必要な施設として立地基準に問題ないと判断いたしました。</p> <p>また、一般基準につきましては、資力や実現性、面積も妥当であり、周辺農地に係る営農条件への支障はなく許可相当と判断いたしました。</p>
	<p>整理番号3番につきましては、周辺を宅地等に囲まれた生産性の低い第2種農地となります。当該農地は、近隣に住む申請者が一般住宅を建築したいとして申請となった案件となります。周辺に宅地、太陽光発電等の中にある農地であり、日常生活上必要な施設として立地基準に問題ないと判断いたしました。</p> <p>また、一般基準につきましては、資力や実現性、面積も妥当であり、周辺農地に係る営農条件への支障はなく許可相当と判断いたしました。</p>
	<p>整理番号4番につきましては、宅地の敷地に農地が残っていた案件となります。明治37年に建築した既存の住宅が一部農地の上にあり、今回、建て直す際に判明したものです。当該農地は、明治以降、宅地の一部、道路拡幅後の進入路・斜面となっており、生産性の低い第2種農地となります。当該農地を通らなければ、宅地に入れないことなどから日常生活上必要な施設として立地基準に問題ないと判断いたしました。</p> <p>また、一般基準につきましては、資力や実現性、面積も妥当であり、周辺農地に係る営農条件への支障はなく許可相当と判断いたしました。</p>

	以上、ご審議をよろしくお願ひいたします。
議長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。
議長	遠田委員。
遠田委員	一つお聞きしたいことがあるのですが、5条申請の時に追認になるという案件があるじゃないですか、その追認になる案件とならない案件の明確な違いってあるんですか。今回追認の文字が1個も無くて、昔から農地以外で使用されていたということがあると思うんですが…。何か違いがあるのでしょうか。
事務局	追認で認められるものっていうのは、基本転用が可能かどうかというのが条件です。今資材置き場になっているけれども、前は農地だったとして、そこにもし資材置き場にしますという申請があがってきた場合、そこが資材置き場として転用が可能かということを審査します。その場合にそれが可能ですよということになれば、何故申請をあげないうちに勝手に転用したかという顛末書を出してもらいます。それが悪意のないものであった場合は、現状復帰をさせてどうのこうのというわけではなくて、もうしようがないね、という追認という形になります。今回の場合は、袋地であったりして、農地としての価値が非常に低い所を農地法の利害が少なくて進入路とか車置きにするというので、後ろの方は転用をかけて、ここについては忘れていたという案件で、基本的に現状復帰させたうえでやるということではないので、追認が可能になります。 先月の医院駐車場の案件ですが、顛末書をかけて追認という形でやっているのですけど、あれは建物が建っていてお弁当屋さんがあったんですが、その状態で追認をすることは絶対ダメですので、現状復帰してくださいと、建っていた建物を全部撤去して更地の状態まで戻してもらいました。そうでないと転用は認められませんということです。よろしいでしょうか。
遠田委員	案件次第でということですね。
事務局	そうですね。案件次第で転用が可能な場所であれば転用を認めるけれども、不可能な所は現状復帰してくださいという指導をかけます。
遠田委員	その判断は多分農業委員さんでは分からないと思うんですが…。

事務局	はい。その時は事務局の方にあげて頂いて、また県許が必要な場合は県の協議ということになります。
事務局長	原則、追認ということではなくて、本当はもう違反転用です。これはもう皆さん、考え方としては違反転用だと思ってください。ただ、申請者から転用したいと相談があった場合に、県とかと相談しながら先程話があつたような対応をしているということになりますので、もしそういう案件等がありましたら、事務局の方に相談頂ければと思います。
議長	他ございませんか。
委員	異議なし。
議長	異議なしという事なので、今の遠田委員の質問につきましても、参考という形で意見書に記載の上県の方に進達したいと思います。
議長	続きまして、議案第 93 号 非農地証明願いについて提案いたします。
	整理番号 1 番について、委員番号 13 番、高橋利喜哉委員より説明をお願いいたします。
高橋委員	<p>委員番号 13 番の高橋です。整理番号 1 番についてご説明いたします。農地の所在は石田町で、地目は畑、面積は 1,279 m<sup>2</sup> です。申請者は石田町在住の方です。申請理由は、10 年以上耕作放棄されかつ将来的にも農地として使用することが困難な土地であるということです。</p> <p>10 月 24 日に、私と山内憲次推進委員と岩切伸行推進委員と申請人立会いの下、現地調査を行いました。この畑は急傾斜地にありまして、申請者の話を聞いたところ、ここに行くのにも他人の畑を通って行かなければなりませんので、15 年以上前からも父親も何も作っていなかったそうです。写真を見てもらうと分かりますように、獣害被害もあるような所です。3 人で確認しましたが、非農地としてやむを得ないのでないかと判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。</p>
議長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。

議長	何かございませんか。
委員長	異議なし。
議長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。
委員	(挙手)
議長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。
議長	続きまして、議案第 94 号、農地あっせん委員の指名について提案いたします。申出の理由としましては、小野町と片田町の農地 4 筆の売却ということになっております。 今回のあっせん委員の指名につきましては、事務局と協議した結果、小野町の 2 筆については、委員番号 15 番、牧野博文委員と、甲斐秀雄農地利用最適化推進委員を、片田町の 2 筆については、委員番号 13 番、高橋 利喜哉委員と、山内憲次農地利用最適化推進委員を指名したいと思います。 何かご意見、ご質問はございませんか。
委員	異議なし。
議長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。
委員	(挙手)
議長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。 指名された委員の方はよろしくお願ひいたします。
議長	以上で議案の審議は終了します。
議長	引き続き報告事項について事務局よりお願いいたします。
事務局	それでは、事務局より報告事項についてご説明いたします。 はじめに、報告第 94 号、農地法第 5 条の届出についてです。この報告は権利の移動を伴った農地転用になります。議案書の 15 ページに記載して

	<p>おりますが、3件の届出があり、田が3筆のみ、計2,124m<sup>2</sup>の転用となっております。</p> <p>次に、報告第95号、農地法第3条の3第1項の届出についてご説明いたします。この報告は相続等により農地の権利を取得したものです。議案書の17ページから18ページをご覧ください。今回7件の届出があり、田が8筆の6,132m<sup>2</sup>、畠が10筆の10,687m<sup>2</sup>、計18筆の16,819m<sup>2</sup>となっています。</p> <p>なお、内容につきましては議案書に記載したとおりですが、現況が農地以外となっている土地につきましては不受理とし、文書等で指導していきたいと考えております。</p> <p>最後に、報告第96号、農地の賃借料情報の提供についてご説明いたします。議案書は20ページとなります。農地法第52条で農業委員会は農地の農業上の利用増進及び農地の利用関係の調整に資するため、賃借等の動向情報を提供することとなっています。議案書に記載されている表は、令和6年1月から令和6年12月までに農地法第3条や農用地利用集積計画で締結、公告された賃借料を集約したものです。田と畠の部に分けて旧延岡市地区と3北地区の4地区に分けております。さらに田の部は、基盤整備区域と未整備地域に分けております。表の右側にあるデータ数は筆数となっています。金額については表中のとおりで、情報が未掲載の地域は申請が無かったためデータがありませんでした。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	ただ今、事務局より報告がありましたが、報告内容について、ご質問はございませんか。
委員	ありません。
議長	無いようなので報告を終わります。
議長	次に協議第44号 農用地利用集積等促進計画（案）について、事務局よりご説明をお願いいたします。
事務局	ご説明いたします。こちらは、中間管理権の設定分についての集積等促進計画となります。
	議案書の22ページから26ページになりますが、整理番号1番から6番

	<p>が下南方地区、整理番号 7 番から 12 番が川島・追内地区、整理番号 13 番から 15 番が東延岡地区、整理番号 16 番が沖田地区、整理番号 17 番が細見・小川地区、整理番号 18 番から 24 番が北延岡地区、整理番号 25 番から 26 番が行縢川地区、整理番号 27 番から 48 番が北川町長井地区、整理番号 49 番から 53 番が個別案件での促進計画となっております。</p> <p>今回の促進計画では、26 ページの表下にあるとおり 30 人の出し手から 53 筆、33,349 m<sup>2</sup>の農地を個人 12 人及び 3 法人に配分する計画となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	ただ今、事務局より説明がありましたが、説明内容についてご質問はございませんか。
委員	ありません。
議長	質問も無いようですので、本件につきましては承認されたものといたします。
議長	次に協議第 45 号 延岡市農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、事務局よりご説明をお願いいたします。
事務局 (総合農政課)	<p>総合農政課の吉岡です。総合農政課では昨年度から農振の全体見直しを行っております。先日の総会にて、農業振興地域制度の概要や全体見直しについて説明させていただきました。今回は、協議を行ってきた農業振興地域整備計画、農用地利用計画の変更に係る意見についてということで説明をさせていただきます。</p> <p>まずは延岡市農業振興地域整備計画についてご説明いたします。</p> <p>これについては事前に送付させていただいたますが、延岡市農業振興地域整備計画に関する基礎資料と延岡市農業振興地域整備計画書の 2 つがあります。先に大変申し訳ありませんが一部修正箇所がありましたので、別紙の裏表で印刷されている修正箇所一覧をご覧ください。資料を送付させていただいた後に、延岡市長期総合計画の内容の変更や、市長が代わったことによる事業実施の修正等がありましたので、修正した箇所の一覧をつけさせていただいております。</p> <p>事前に送らせていただいた資料の内容についてなんですが、基礎資料が地域の農業の現状や課題を整理し、将来の方向性を検討するための調査・分析資料です。土地利用や農家の状況、農業施設の整備状況などを把握し、</p>

	<p>その後に策定する整備計画の基礎となるものです。</p> <p>一方で、整備計画書はこれから地域の農業をどう発展させていくかをまとめた計画書になります。基礎資料が現状を知るための調べものになっていて、整備計画書はこれからの方針を決める計画となります。それぞれの内容については延岡市の各関係課、農林業センサスなどの情報を基に作成しております。</p> <p>そしてもう1つ資料として準備しております、農業振興地域整備計画変更理由書をご覧ください。こちらについては、今回の全体見直しに伴い除外を検討している筆になります。除外理由と筆の塊ごとに案件をまとめて整理をしております。以前の総会でも説明をさせていただきましたが、全体見直しに伴って除外を検討していく農用地は、法定農用地にならない完全に山林原野化した農地、公共的な事業が行われている農地が主になります。例として河川事業や道路事業です。今回はこれらの案件を全体見直しの除外対象として作業を進めさせていただいている。</p> <p>それに伴い、今年度中は全体見直しを行うため個別案件での除外対応はできない状況ではありますが、窓口での相談受付はできますので、その際は総合農政課までご連絡いただければと思います。基本的に除外を行う際には、具体的な場所と、なぜ、どういった理由で、いつから除外の必要性があるのか県に示す必要がありますので、個別に除外をしたいという時には、そういう情報までお持ちいただけだと、私たちも県の方に相談がしやすいところです。その際はまたよろしくお願ひいたします。</p> <p>私からは以上です。</p>
議長	ただ今、事務局より説明がありましたが、説明内容についてご質問はございませんか。
議長	その場所というのは、利用状況調査との関連がございますので、行けば、図面を通して教えていただけますか。
(総合農政課)	はい。地図の方は、総合農政課の方に来て頂ければお教えできます。
議長	他ございませんか。
委員	ありません。
議長	質問も無いようですので、本件につきましては承認されたものといたします。

議長	<p>では、その他となっております。</p> <p>先日 10 月 16 日に「第 5 回 延岡市農業委員会に関する検討委員会」が開催されましたので、その報告を佐藤純子委員長よりお願ひいたします。</p>
佐藤委員	<p>それでは、先日、令和 7 年 10 月 16 日に、第 5 回 延岡市農業委員会に関する検討委員会を開催しましたので、協議内容を報告いたします。</p> <p>まず出席者ですが、委員総数 15 名中 10 名の出席があり、検討委員会の規定により過半数に達していましたので、会議は有効に成立しておりました。</p> <p>検討内容は、「令和 7 年度最適化活動強化月間の取組確認」と、「令和 7 年度視察研修」、「その他」について協議を行いました。</p> <p>はじめに、「令和 7 年度最適化活動強化月間の取組について」ですが、今年度も昨年同様、活動強化月間を 11 月から 1 月までの 3 カ月間とし目標を掲げております。別紙資料をご覧ください。</p> <p>まず、その取組内容について、事務局より、</p> <p>11 月は【農地の集積】を掲げて、『担当地区内の担い手に今後受け入れ可能な意向を聞き取り、担い手情報を委員会で共有し、農地の集積や遊休農地の解消につなげる。』ということになっていますが、このねらいとしては、利用状況調査が終わった時期ですが、昨今の高齢化による離農や、農地の相続後に農業をせず売りたいなど様々な状況がある中、農地の利用調整をはじめ、貸し手・借り手とのマッチングや、売買等のあっせんにつなげていく、ということ。</p> <p>次に、12 月は、【遊休農地の解消】ということで、『遊休農地解消の取組を実施している農業委員会を視察し、今後の参考にする。』ということですが、これは、農地の有効活用のため、他市町の取組みなど様々な情報を収集しながら、遊休化の原因分析をしつつその防止・解消にどう取り組んでいくかを考えていく、ということ。</p> <p>次に、1 月は、【新規参入の促進】ということで、『新規就農や農地等に関する相談を受け助言したり、必要に応じて関係機関につなぐ。』ということですが、これは、新規就農者のほか兼業の方や法人など多様な担い手を育成確保することと、その情報を地区内で共有しながら対応する、ということで、来年 1 月に全委員参加のもと、農業委員会事務局と三北支所にて農地相談会を開催する予定となっていること。</p> <p>その他補足として、</p> <p>○利用状況調査で把握した遊休農地の所有者に直接意向（貸借、売買等）を確認しながら、活用や保全管理に向けて検討するなど遊休農地の防止・解消に努めることや、</p>

○就農相談があった場合は、希望する農業の形態（水稻、ハウス等）に応じて農地の候補地や経営指導など地区全体でサポートしながら、農業委員会事務局や関係機関（県、市）とも情報共有し、就農実現へ向けて取り組むということが大切である、との説明がなされたのであります。

これに関して、まず、委員より「今までの耕作者が亡くなつて、県外に行って帰つて来ないため、荒地になつて困つてゐる農地がある」との意見が出され、事務局より「現在、市役所では、地権者の方が亡くなつた場合に、保険や年金のほかに農地の相続手続きのため農業委員会にも来てもらひ、登記と届出の助言を行つてゐる。事務局でいろいろ調べることもできるので相談してほしい」との説明があり、採決の結果、全員一致により承認され、最適化活動強化月間の取組確認がなされたところであります。

次に、「令和7年度視察研修について」ですが、はじめに事務局より、その時期や研修テーマのほか、視察先候補地として熊本県大津町、人吉市、南阿蘇村の3つの案が示されました。

その中で、まず、実施時期については、事務局より「アンケートで参加可能が多かったのは11月から12月であることや、昨年の宮崎市視察が12月19日だったこと、視察先や参加人数、バスの都合上、日程が限られるため候補日を複数上げてもらいたい」との説明がなされ、採決の結果、全員一致により「第1案が12月15日」、「第2案が12月16日」として、日帰りでの候補日を決定いたしました。

次に、視察先候補地についてですが、事務局より「4月総会時のアンケートでの意見希望を踏まえたテーマで設定するとともに、令和4年度が大分県佐伯市、令和5年度と6年度が宮崎市であった過去の実績から、今回は熊本方面を選定している」との説明がなされ、採決の結果、全員一致により「熊本県大津町」を候補地として決定いたしました。

また、この中で、委員より「最適化活動の目標で、12月は「遊休農地解消の取組みを実施している農業委員会を視察し」とあることから、そのテーマも入れた方がいい」との意見が出され、事務局からは「そのことも含めて、半導体工場進出による転用等農地への影響と、工業地帯や山間部における集積及び遊休農地解消の取組みという2つのテーマとしたい」との説明がありました。

なお、その後、事務局におきまして、熊本県大津町に対し12月15日で打診し了解を得たため、最終的に別紙のとおり決定した次第であります。

やはり、最近の米問題をはじめ、農業者の高齢化や担い手・後継者不足など農業を取り巻く情勢は大変厳しいものがありますが、私達農業委員会として、どう地域農業を守っていくのか、という課題に真剣に向き合いな

	<p>がら、今後とも取り組んでいかなければならぬと改めて感じているところでございます。</p> <p>最後に、委員の皆様方には、来月 11 月からの強化月間における活動のさらなる推進と、視察研修への積極的な参加をお願いいたしまして、第5回延岡市農業委員会に関する検討委員会の報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、委員長より説明がありましたが、事務局の方で何か補足等があればお願いします。</p>
事務局	<p>今の委員長の報告のとおりなのですが、別紙の方をご覧いただくと、昨年と同じで 11 月 12 月 1 月と最適化目標に掲げております。農地集積や遊休農地解消、新規参入促進は其々の地区でいろいろな事情があるかと思いますが、委員の皆様方、こういったことを念頭に置いて、今後最適化活動を積極的に推進お願いしたいという風に思っております。その間又何かございましたら事務局の方に何なりとご相談頂ければと思います。</p> <p>それから視察の件につきましては、今回熊本方面ということで了承を得たところであります。時期的に 12 月 15 日ということになりますが、ぜひ視察参加の方ご検討頂き、このテーマに沿った現地視察を、自分の目でぜひ見て頂きながら、今後の地区の活動に生かして頂ければと思っております。又後日案内を正式にさせて頂こうと思っていますので、積極的な参加の方をお願いいたします。以上です。</p>
議長	説明内容についてご質問はございませんか。
議長	松原推進委員。
松原 推進委員	<p>検討委員会の報告ありがとうございました。毎年若者が有機農業をやりたくて来て、田んぼとか畑とか紹介してやります。担い手協議会があるということを聞くのですけど、1回もその場を見たことがないんです。この資料に、“地区全体でサポートしながら、農業委員会事務局や関係機関とも情報共有し就農実現に向けて取り組む。”と言葉では書いてあるんですけど、実際何やっているのか全然見えてこないんです。それで、ある人から、「担い手協議会に持ち込んだらいいじゃないか。」と言われたので、担い手協議会は農協にあると聞いて農協に電話したら、「今やってません。」と言われたんですよ。新規就農したいと言ってくるのですけど、受け皿を高知県みたいにしっかりサポートチームみたいのを作つてやらないと、結局宙ぶらりんになって「もう僕やめます。」ということが起きて、非常に</p>

	<p>もったいないなあと思っているんです。</p> <p>担い手をどうやってサポートするかという体制を具体的に作っていただければなあと思います。よろしくお願ひします。</p>
事務局	<p>担い手協議会は総合農政課の方にあります、担い手の対策は今とても充実していますので、総合農政課の方に来られて相談をされてください。よろしくお願ひします。</p>
事務局长	<p>ちょっと補足ですが、担い手協議会のなかに担い手部会というのがあります、定期的に会議をやっております。そのなかで、普及センターとか或いは総合農政課或いは JA 関係とかの関係機関が情報共有しながら、その新規相談情報の対応をやっております。</p> <p>新規就農者本人のご希望ですね、何をやりたいのか、例えばお米をやりたいとか、ハウス野菜をやりたいとか、或いは農地の場所に困っているとかいろんな本人の悩みに応じて実現に向けて、関係機関と一緒に連携しながら、どうやって行くかということになると思いますので、もしそういった新規就農の方がありましたら、さっき言いましたように、総合農政課や農業委員会事務局にご相談いただければと思います。</p>
松原 推進委員 議長	<p>わかりました。</p>
議長	<p>ただ今説明をしていただいたとおりであります。農業をしたいといった話があれば、事務局の方に相談していただくと、それなりの情報は事務局の方で提供してくれると思いますので、先ず事務局の方に連絡して話を聞いてみてください。その方が早いと思います。</p>
議長	<p>他ございませんか。</p>
田口 推進委員	<p>田口推進委員。</p>
田口 推進委員	<p>議案の 20 ページの賃借料情報で、私の担当する北方の場合は平均値が 10,600 円となっているんですけど、今年じつは 50 アール作付けを依頼したんですね、それで、この議案の 22 ページの 13 番の方はおよそ 10 アールで玄米 60 kg というふうに書いてあるんですけど、私が担当する地区の人も 50 アール受け手の人に依頼したので、玄米 60 kg はもらえるものと思ってたらしいんです。ところが、10 アール当たり 30 kg しかもらえなかつたと。で、これは何故かというと、今年 30 kg で農協の買取価格の最低が 16,000 円なので、それを 10 袋にした時金額にすると受け手側は損をする</p>

事務局	ということで減らされたと、私の方に相談がありました。これは相互の話し合いによって決めるものかなあと私は思っているのですけど、できればですね、賃借料情報の中に 10 アール当たり何kgという通知があれば、出し手も受け手も話がスムーズにいくのかなあと思ったものですから、それは無理でしょうかね。
田口 推進委員	これは、総合農政の中間管理事業との兼ね合いもございますけれども、現物支給か金額でというのも契約時結んでいるはずなので、現物支給で1反当たり 30 kg、60 kg というふうに決めた上での契約であればそうなるし、金額で 10,600 円ですよというのであればそうなるし、どっちかに決めて出してやらなかつたのでしょうかね。
田口 推進委員	受け手の人の判断でそうなつたとのことです。明文化してないんですよ。それが一番問題なのです。ですから、できればたたき台になるような数字があればというふうに思うのです。
事務局	出せないということですね。ですから、中間管理事業を通してちゃんと契約を結んで、現物支給であれば何kg、金額でということであればいくらということをきちんと決めた上でやらないと、その中に農業委員さんが入って行けば大変なことになります。結局のところはウインウインのやつなので、ある程度現状の中に置いた契約の内容になっていると思います。
田口 推進委員	それは十分わかるんですけど、ベースになるものが欲しいということなんです。延岡市全体で 10 アール当たりいくら位で、玄米だったら何kgというふうに....ここに数字が出てるんで、平均値みたいなのを出すことはできないのでしょうか。
事務局	これは目安でしかないんですよねえ。これがですね、「こんなして農業委員会が決めたのだから、この金額でないとおかしい。」ってなってくると、これはもうおかしくなるんですよね。それぞれの地域性が全く違うので、そこの金額に関しては農業委員会としてはタッチ出来ないです。これはあくまでも指針というか、こういった金額で今この地区は賃貸が行われていますよ、という目安の参考資料として留めて頂いた方がいいと思います。
田口 推進委員	これは、金額は示されて現物支給は示されないというのはどういうことなんですかねえ。ですから、これはあくまでも農業委員会が決めたという数字ではなくて、賃貸借権の設定をした数字の中から割り出した数字というふうに明記してもらえれば何も問題は無いのではないかという気がす

	るのですけど、とにかく何かたたき台が欲しいです。私達が相談を受けても、ちょっと回答に困るということもあるものですから、何かいい案があれば検討して頂きたいです。ここで結論を出すような問題ではないとは思いますが、来年に向けて、何か名案があればよろしくお願ひします。
議長	はい。今、田口推進委員の賃借料についての質問がありましたが....。
安藤委員	この問題はとても難しいです。来年度の米がどうなるかという問題なんですね。農業委員会で決めるることはかなり無理があると思うんです。地区も難しいです。問題はこの米が今年のように上がっていったら、真剣に考えないといけないがなあと、ただ来年この価格が維持できるかどうかまだ分からないので、ここ1、2カ月は地主さんと話しながらやってもらうしかないかなあと、落ち着いてきたら、真剣に考えないといけないかなあと思っているところです。
議長	真剣に考えるのも地域で考えてもらわないといけないです。
吉田推進委員	実際、中間管理機構の促進計画案の貸賃の所に金額が書いてあるのですが、私はこれを大体利用して考えを持って話をしたんですけど、それはどうなんでしょうかね。
議長	言っている額がいくらですよというのではなくて、これが参考になっているということで、相対で出し手と受け手が話をして納得すればそれでいいんじゃないでしょうか。
事務局	このまとめた20ページの平均値・最高額・最低額というのは、毎月皆さん方から審議して頂いてる協議第44号21ページからの集積等促進計画のを抜粋したもの、あと3条の貸し借りの分を全部集計して、最高値と最低値とそれからの平均値をとったものがこれなんです。促進計画の金額を目安にするのと、21ページからのを目安にするのは全く一緒ということなのです。ですから、これを目安にして頂き、大体このくらいのようですよとか、これが平均値のようですよとか、いやこれより多くなるよという人もいるでしょうし、うちは土地が瘦せててそんなに採れないからこれより下がるけどいいけとか、これは相対で決めて頂くということになります。
吉田推進委員議長	ありがとうございました。 いろいろ出ていますけれども、賃借料についてはですね、地域の状況等を見ながら参考資料として出してありますので、こういった相談があった

	時にはこういったものでこうですよと話をして頂いて最終的に決めて頂くのは、出し手受け手の了解次第ということです。とにかく農業委員会としては、いくらでという決定は今後もできないと思っています。地域とのこともありますので。そういったことで了解をして頂いて、この目安というか情報を参考にしながら、今後そういった相談を受けた時にはどういう風に答えていいか対応頂けたらと思います。
事務局	他ございませんか。
委員	ありません。
議長	質問も無いようですので、戻ります。先程佐藤純子委員長に報告をして頂きました検討委員会の内容につきましては、何もないということですで、承認されたものといたします。
議長	その他、事務局より連絡事項についてお願ひいたします。
事務局	(事務局説明)
議長	以上を持ちまして第28回、延岡市農業委員会総会のすべてを終了いたします。

会長 甲斐壽徳

2番 佐藤純子

12番 遠田祐星